

◎ 減免申請の手続き

(1) 申請期限

軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日(通常は5月中旬)から納期限日(通常は5月末日)までの開庁日

※ 申請期限日以降の年度途中の減免申請は受理できませんのでご注意ください。

※ 申請期限日までに申請をされなかった方、4月2日以降に軽自動車等を取得された方、4月2日以降に障害の程度が該当となった方は、翌年の賦課期日に減免の対象となっていれば、翌年度に減免申請を行ってください。

(2) 申請窓口

高崎市役所2階資産税課又は各支所税務課

※ 課税期日の4月1日現在において、定置場が高崎市であり、軽自動車検査協会群馬事務所(三輪・四輪の軽自動車)、関東運輸局群馬運輸支局(二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車)、高崎市(原動機付自転車)に登録のある軽自動車等をお持ちの方は、申請期間内に減免の申請を行なってください。

◎ 減免申請に必要な書類

(1) 必ず必要なもの

① 軽自動車税(種別割)減免申請書(身障等)【様式第72号の2】(窓口又は市ホームページにあります)

② 手帳 ※必要事項を記入しますので、下記のうち該当するもの**原本**を必ずご持参ください。

身体障害者	知的障害者	精神障害者	戦傷病者
「身体障害者手帳」	「療育手帳」	「精神障害者保健福祉手帳」 及び 「自立支援医療受給者証」	「戦傷病者手帳」

③ 減免を受けようとする軽自動車を運転される方の**運転免許証(表裏両面)** ※コピー可

④ **自動車検査証(車検証)**、**軽自動車届出済証(軽二輪車)**又は**標識交付証明書** ※コピー可

⑤ **軽自動車税(種別割)納税通知書**

⑥ 納税義務者の**マイナンバーカード**又は**通知カード** ※原本のみ可

(2) 一定の場合のみ必要となる書類(減免申請前3ヶ月以内に発行された証明書)

	証明名称	区分	発行機関
①	「生計同一証明書」	生計を一にする方が運転の場合	市障害福祉課 または 各支所市民福祉課
		※ただし、生計を一にする方と身体障害者等の住民票登録上の世帯が同一の場合は、「生計同一証明書」は不要です。	
②	「常時介護証明書」	常時介護する方が運転の場合	
③	「減免申請車両状況申出書」	施設に入所されている身体障害者等のために、同居していた方が運転する場合	身体障害者等が入所している施設

※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合があります。

◎ 減免額

減免される税額はどの車種も**全額減免**(減免率100パーセント)になります。

◎ 身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲 (一部が該当します)

※群馬県以外で交付された手帳をお持ちの方は、「障害の区分」の表記が異なる場合があります。

別表1	身体障害者ご本人が運転する場合					
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

別表2	生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合					
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

◎ 減免を受ける上で注意していただくこと

- (1) 課税の期日である「4月1日」において、身体障害者等の障害の程度が該当している方に限られます。
- (2) 高崎市福祉タクシー等事業による福祉タクシー利用券や群馬県共通パスカードの交付を受けている方は、減免の対象となりません。
- (3) 身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免は、身体障害者等1人に対して主として使用する軽自動車等1台(普通自動車等も含む)に限られています。
そのため、本年度、すでに自動車税(種別割)の減免をうけている場合は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。
- (4) 身体障害者等の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、原則として総合等級を各障害にあてはめて減免に該当するかどうかを判断します。
- (5) 自動車検査証に「事業用」と記載されているものは、減免の対象となりません。
- (6) 「生計を一にする方」が運転する場合は、日常的に身体障害者等の足代わりとして軽自動車を使用されることが条件です。
そのため、減免申請時点(継続減免申請時も同様)で身体障害者等がヶ月以上長期にわたり入院又は施設等に入所されている場合は減免の対象とはなりません。ただし、通院や一時帰宅等のために身体障害者等を乗せて運転する場合や、減免を受けようとする年度中に退院・退所し、その後身体障害者等のために使用する予定である場合は納期限日(通常は5月末日)までにお問い合わせください。
- (7) 身体障害者等本人が自動車を運転する場合に、障害の程度によって運転免許証に条件が付されている場合があります。この場合、条件にあった自動車でないと減免の対象とはなりません。(例 オートマチック車に限る、手動ブレーキに限る等)
- (8) 軽自動車の使用実態等を確認する必要があると認められる場合には、市役所で調査を行い、調査終了後に減免の承認、不承認の決定を行うことがあります。調査後に減免が不承認となった場合、軽自動車税(種別割)を全額納めていただくことになります。

◎ 減免決定について

- (1) 審査の結果、減免が認められた場合は、6月下旬に「軽自動車税(種別割)減免通知書」及び「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」(車検がある車のみ)を発送します。
- (2) 減免が承認された翌年度からは手続き方法が変わります。

毎年2月上旬に封書により減免を受けている軽自動車等の使用状況等について照会しますので、必要事項を記入の上、回答期限までに返送していただくことになります。

お送りいただいた回答内容により、継続して減免を受けられるか審査し、減免要件を満たしている場合は継続して減免されることになります。

くわしくは資産税課又は各支所税務課へおたずねください。

◎軽自動車税(種別割)の減免についてのお問い合わせ先

高崎市 資産税課 税務証明担当 027-321-1217(直通)

倉渕支所 税務課	027-378-4523	新町支所 税務課	0274-42-1236
箕郷支所 税務課	027-371-9051	榛名支所 税務課	027-374-5110
群馬支所 税務課	027-373-1214	吉井支所 税務課	027-387-3114

なお、自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免については、群馬県自動車税事務所(027-263-4343)へお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)身体障害者等に対する減免について

高崎市では、身体障害者・知的障害者・精神障害者又は戦傷病者(以下「身体障害者等」といいます。)で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免になります。

なお、自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免については、群馬県自動車税事務所(027-263-4343)へお問い合わせください。

◎ 減免の対象となる範囲

(1) 軽自動車の使用目的

身体障害者等の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のため。

身体障害者等本人が、実際に乗車し、移動する場合(運転又は同乗)のみ減免の対象となります。

(2) 軽自動車の所有者・運転者・対象となる障害の程度

減免の対象となる範囲は、原則として身体障害者等の区分によりそれぞれ次表のとおり限定されています。

なお、身体障害者手帳の色区分については、群馬県または高崎市で発行しているものであり、他県で発行しているものとは相違していることがあります。

区分(手帳の色)		軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者	該当する障害の程度
身体障害者	赤色	本人又は生計を一にする方	本人	「別表1」の等級に該当
		本人	生計を一にする方	「別表2」の等級に該当
		本人	常時介護する方	
知的障害者	緑色	本人又は生計を一にする方	本人	重度の知的障害者で療育手帳に「A」判定の表示がある場合
		本人	生計を一にする方	
		本人	常時介護する方	
精神障害者	水色	本人又は生計を一にする方	本人	精神障害者保健福祉手帳に「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」が交付されている場合
		本人	生計を一にする方	
		本人	常時介護する方	
戦傷病者	黒色	本人又は生計を一にする方	本人	各障害の等級について、詳細はお問い合わせください。
		本人	生計を一にする方	
		本人	常時介護する方	

- (注)
- ① 「軽自動車等」とは、原動機付自転車、軽自動車(二輪のもの、三輪のもの、四輪のもの<乗用・貨物>)、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車のことです。
 - ② 「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車の登録上の所有者(所有権留保の場合は使用者)をいいます。
具体的には、自動車検査証の所有者・使用者の欄(所有権留保の場合は使用者欄)、又は軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書の所有者の欄に記載されている方です。
 - ③ 乗員1名(1人乗り)の軽自動車等については、身体障害者等本人が所有し、かつ運転する場合に限ります。
 - ④ 「生計を一にする方」とは、原則として身体障害者等と住民票登録上の世帯が同一の方です。
 - ⑤ 「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方です。
 - ⑥ 身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定します。